

# 認定コミュニティ活動状況資料

## 海岸地区まちぢから協議会

### (1) 認定基準への適合に関する資料

|         |     |
|---------|-----|
| 認定基準確認表 | 1   |
| 規約等     | 2～8 |
| 委員名簿    | 9   |

### (2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

|                  |       |
|------------------|-------|
| 前年度の活動報告書及び収支決算書 | 10～15 |
| 当該年度の活動計画書及び収支予算 | 16～17 |
| 特定事業の概要          | 18～19 |
| 特定事業実施報告書        | 20～23 |

### 【参考資料】

- ・海岸まちぢから第10号（令和4年7月1日）
- ・海岸まちぢから第11号（令和5年1月1日）
- ・海岸まちぢから市民集会報告（令和6年1月1日）
- ・特定事業成果物（海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業）

## 設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景）

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

（海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由）

多くの方に愛されている海を大切にし、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

（海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的）

### （1）協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

### （2）まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

### （3）自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

### （4）地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

| 審 査 基 準 |                                                                               | 基準への適合状況（申請時）                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 基準への適合状況（R 6 年度）                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (1)     | 申請書に、主として活動する区域が記載されているか。                                                     | 申請書に活動区域の記載あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               |
|         | 申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。                                                 | 規約第 2 条に市長が告示する海岸地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                         | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
|         | 規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。                                        | 市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 4」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。                                                                                                                                                                                                                                            | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (2)     | 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。       | 規約第 5 条（1）に「海岸地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。                                                                                                                                                                                                                                                    | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
|         | 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。                             | 市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 1 3 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。                                                                                                                                                                                                              | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (3)     | 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。 | 規約第 5 条（2）～（9）に規定あり。（（7）を除く。）<br>◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ<br>（2）海岸地区社会福祉協議会の代表<br>（3）海岸地区民生委員児童委員協議会の代表<br>（8）地域包括支援センターあいの代表<br>（9）ボランティアセンター海岸の代表<br>◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ<br>（6）東海岸体育振興会の代表<br>◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ<br>（4）茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表<br>（5）東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表 | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
|         | 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。                              | 名簿に、「規約第 5 条（2）～（9）（（7）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。                                                                                                                                                                                                                                               | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (4)     | 申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。                                           | 規約第 5 条（1 0）に規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・申請時と同様で規程に変更無し。                              |
| (5)     | 申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。                                | 規約第 9 条、第 2 1 条～第 2 5 条に部会の規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                              | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (6)     | 申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。                                             | 規約第 9 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。                                                                                                                                                                                                                                            | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (7)     | 申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。          | 規約第 1 条に名称及び事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 3 条に目的、第 8 条に代表者に関する事項、第 9 条に会議に関する事項が規定されている。                                                                                                                                                                                                         | ・申請時と同様で変更無し。                                 |
| (8)     | 申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。 |

## 海岸地区まちぢから協議会 規約

### 目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の任務
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の任務
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項



(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
  - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
  - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
  - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (6) 海岸地区体育振興会の代表
  - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
  - (8) 地域包括支援センターあいの代表
  - (9) ボランティアセンター海岸の代表
  - (10) 公募による者
  - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
  - 3 委員は再任を妨げない。
  - 4 委員の定数は、30名以内とする。
  - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員の選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関すること。
- (2) 会議の議事録の作成に関すること。
- (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月23日の定期総会の議決に基づき、令和4年4月23日から施行する。

## 海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

(部会について)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1) 広報部会

ホームページグループ

広報紙グループ

掲示板グループ

(2) 防災安全部会

防災安全グループ

ペット避難グループ

(3) イベント企画部会

市民集会グループ

合同新年会グループ

梅まつりグループ

盆踊りグループ

(部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

(1) 広報部会

イ ホームページに関する事

ロ 広報紙等に関する事

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(2) 防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関する事

ロ 安全・安心な暮らしに関する事

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(3) 市民集会部会

イ 市民集会開催に関する事

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(4) 合同新年会部会

イ 合同新年会開催に関する事

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(5) 梅まつり部会

イ 梅まつり開催に関する事

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

附 則

- ・この規程は、平成29年6月24日から施行する。
- ・この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。
- ・この規程は、令和5年12月23日に一部改正し直ちに施行する。

# 海岸地区まちづから協議会 運営委員名簿

(注)本名簿は個人情報保護に十分留意して取り扱うこと。

2023年4月22日現在

|    | 役 職              | 氏 名    | 住 所<br>E-mail Address                              | 電 話     | 所 属                           |
|----|------------------|--------|----------------------------------------------------|---------|-------------------------------|
| 1  | 会長               | 林 正明   |                                                    |         | 東海岸北二丁目自治会                    |
| 2  | 副会長<br>部会長       | 真野 宗直  |                                                    |         | 東海岸南三丁目自治会                    |
| 3  | 副会長<br>部会長       | 丸山 泰   |                                                    |         | 東海岸南一丁目自治会<br>海岸地区民生委員児童委員協議会 |
| 4  | 書記               | 今泉 勲   |                                                    |         | 東海岸小学校区青少年育成推進協議会             |
| 5  | 会計               | 渡辺 末一  |                                                    |         | 東海岸北四丁目自治会                    |
| 6  | 監事<br>コミセン<br>会長 | 佐藤 良一  |                                                    |         | 海岸地区コミュニティセンター運営委員会           |
| 7  | 監事               | 山本 俊夫  |                                                    |         | ボランティアセンター海岸<br>東海岸北一丁目自治会    |
| 8  | 部会長              | 山田 秀砂  |                                                    |         | 推薦委員                          |
| 9  |                  | 島田 渡   |                                                    |         | 東海岸南五丁目自治会                    |
| 10 |                  | 米井 博之  |                                                    |         | 東海岸北三丁目自治会                    |
| 11 |                  | 仁井田 徳久 |                                                    |         | 東海岸北五丁目自治会                    |
| 12 |                  | 大野 茂生  |                                                    |         | 東海岸南二丁目自治会                    |
| 13 |                  | 中村 嘉人  |                                                    |         | 東海岸南四丁目自治会                    |
| 14 |                  | 和田 智弘  |                                                    |         | 東海岸南六丁目自治会                    |
| 15 |                  | 小林 正尚  |                                                    |         | パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会              |
| 16 |                  | 鈴鹿 隆司  |                                                    |         | 海岸地区社会福祉協議会                   |
| 17 |                  | 原 京子   |                                                    |         | 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会             |
| 18 |                  | 加藤 大嗣  |                                                    |         | 海岸地区体育振興会                     |
| 19 |                  | 町田奈津美  |                                                    |         | 地域包括支援センターあい                  |
| 20 |                  | 登尾 泉美  |                                                    |         | 推薦委員                          |
| 21 |                  | 飯田 誠一  |                                                    |         | 推薦委員                          |
| 22 |                  | 佐野 奈緒子 |                                                    |         | 公募委員                          |
| 23 | 担当職員             | 清水 大空  | 茅ヶ崎1-1-1<br>shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp | 81-7126 | 茅ヶ崎市役所市民自治推進課                 |

## 令和5年度事業報告承認の件

## 1 会議等の実施

## (1) 総会、運営委員会、役員会

| 実施日        | 会議の名称       | 主な内容等                                                                                                                               |
|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年 4月 6日 | 4月役員会       | (1)定期総会について                                                                                                                         |
| 4月 22日     | 定期総会        | (1)議案第1号 令和4年度事業報告について<br>(2)議案第2号 令和4年度収支決算について<br>(3)議案第3号 役員の選任(案)について<br>(5)議案第4号 令和5年度事業計画(案)について<br>(6)議案第5号 令和5年度収支予算(案)について |
| 22日        | 4月運営委員会     | (1)「自治会役員名簿・加入世帯数」提出<br>(2)部会報告・団体報告<br>(3)その他情報交換                                                                                  |
| 5月 18日     | 5月役員会       | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 20日        | 5月運営委員会     | (1)2023年度日程変更(案)について<br>(2)2023年度まちぢから協議会名簿配布<br>(3)部会報告・団体報告<br>(4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                             |
| 6月 22日     | 6月役員会       | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 24日        | 6月運営委員会     | (1)まちぢから協議会名簿訂正について<br>(2)部会報告・団体報告<br>(3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                       |
| 7月 20日     | 7月役員会       | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 22日        | 7月運営委員会     | (1)部会報告・各団体報告<br>(2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                                             |
| 8月 24日     | 8月役員会(中止)   |                                                                                                                                     |
| 26日        | 8月運営委員会(中止) |                                                                                                                                     |
| 9月 21日     | 9月役員会       | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 23日        | 9月運営委員会     | (1)部会報告・各団体報告<br>(2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                                             |
| 10月 19日    | 10月役員会      | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 22日        | 10月運営委員会    | (1)部会報告・団体報告<br>(2)2024年度うみかぜテラス先行予約について<br>(3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                  |
| 11月 16日    | 11月役員会      | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 18日        | 11月運営委員会    | (1)部会報告・各団体報告<br>(2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                                             |
| 12月 21日    | 12月役員会      | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                                       |
| 23日        | 12月運営委員会    | (1)部会規程改正について<br>(2)部会報告・各団体報告                                                                                                      |



| 実施日        | 会議の名称   | 主な内容等                                                                                                          |
|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |         | (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                                         |
| 令和5年 1月25日 | 1月役員会   | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                  |
| 1月27日      | 1月運営委員会 | (1)部会規程改正について<br>(2)2024年度海岸地区まちぢから協議会主要日程(案)<br>(3)部会報告・各団体報告<br>(4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                       |
| 2月22日      | 2月役員会   | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                  |
| 2月24日      | 2月運営委員会 | (1)部会報告・各団体報告<br>(2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項                                                                        |
| 3月21日      | 3月役員会   | (1)運営委員会の議案検討                                                                                                  |
| 3月23日      | 3月運営委員会 | (1)2024年度定期総会について<br>(2)自治会加入世帯数・役員資料提出依頼<br>(3)自治会以外の団体代表者の変更等について<br>(4)部会報告・各団体報告<br>(5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項 |

(2) 広報部会（広報紙グループ）

| 実施日        | 会議の名称     | 主な内容等     |
|------------|-----------|-----------|
| 令和5年 6月24日 | 第1回グループ会議 | 第10号納入・配布 |
| 9月23日      | 第2回グループ会議 | 第11号企画検討  |
| 12月22日     | 第3回グループ会議 | 第11号納入・配布 |
| 令和6年 3月23日 | 第4回グループ会議 | 第12号企画検討  |

\*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(3) 防災安全部会

| 実施日        | 会議の名称     | 主な内容等              |
|------------|-----------|--------------------|
| 令和5年 6月24日 | 第1回防災安全部会 | 合同防災訓練開催について       |
| 7月22日      | 第2回防災安全部会 | 合同防災訓練開催について       |
| 9月21日      | 第3回防災安全部会 | 合同防災訓練開催について       |
| 10月14日     | 第4回防災安全部会 | 合同防災訓練説明会          |
| 10月28日     |           | 合同防災訓練開催           |
| 12月2日      | 第5回防災安全部会 | 行政関係者も含めた合同防災訓練反省会 |

\*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(4) イベント企画部会（市民集会グループ）

| 実施日        | 会議の名称      | 主な内容等                    |
|------------|------------|--------------------------|
| 令和5年 5月18日 | 第1回会議（役員会） | テーマの検討、質問の募集方法の検討        |
| 5月20日      | 5月運営委員会    | テーマの決定、質問の募集方法を決定        |
| 6月20日      | 第2回会議（役員会） | 市民集会実施要領、集会までの準備スケジュール決定 |
| 8月1日       |            | 事前質問公募回覧チラシの配付           |
| 8月27日      | 第3回会議      | 要望書提出に向けた編集作業            |
| 9月1日       |            | 開催案内ポスター、回覧チラシの配付        |
| 9月4日       |            | 事前質問を市（市民自治推進課）へ提出       |
| 9月21日      | 第4回会議      | 集会の進め方、会場レイアウト等の検討       |

| 実施日     | 会議の名称     | 主な内容等                  |
|---------|-----------|------------------------|
| 10月 7日  | 市民集会      | 「うみかぜテラス」にて開催          |
| 12月 1日  | リモート（メール） | 市からの回答を確認              |
| 12月 7日  | リモート（メール） | 海岸地区住民に向けた市民集会報告書の編集確認 |
| 12月 12日 |           | 海岸地区住民に向けた市民集会報告書の印刷発注 |
| 12月 23日 |           | 海岸地区住民に向けた市民集会報告書の配付   |

（５）イベント企画部会（梅まつりグループ）

| 実施日          | 会議の名称     | 主な内容等                 |
|--------------|-----------|-----------------------|
| 令和５年 11月 16日 | 第１回グループ会議 | 令和６年梅まつり開催案の検討        |
| 12月 21日      | 第２回グループ会議 | 令和６年梅まつり準備状況確認        |
| 令和６年 1月 11日  | 第１回実行委員会  | 令和６年梅まつり実施要領の説明、質疑    |
| 1月 11日       | 第３回グループ会議 | 令和６年梅まつり準備状況確認        |
| 1月 21日       | 第２回実行委員会  | 令和６年梅まつり実施要領改訂版の説明、質疑 |
| 1月 21日       | 第４回グループ会議 | 令和６年梅まつり準備状況確認        |
| 1月 24日       | 第５回グループ会議 | 開催用備品チェック、整理          |
| 1月 29日       | 第６回グループ会議 | 開催用品購入買い出し            |
| 2月 5日        | 第７回グループ会議 | 開催用品搬出準備              |
| 2月 11日       |           | 令和６年梅まつり開催            |
| 2月 18日       | 第３回実行委員会  | 反省事項質疑                |

（６）イベント企画部会（盆踊りグループ）

| 実施日         | 会議の名称     | 主な内容等           |
|-------------|-----------|-----------------|
| 令和５年 5月 28日 | 第１回グループ会議 | 盆踊り実施問題点の検討     |
| 6月 22日      | 第２回グループ会議 | 盆踊り機材調達・設営方法の検討 |
| 7月 15日      | 実行委員会     | 盆踊り実行計画説明       |
| 7月 20日      | 第３回グループ会議 | 盆踊り開催近隣対策検討     |
| 7月 25日      | 第４回グループ会議 | 盆踊り実行計画確認       |
| 7月 30日      | 実行委員会     | 盆踊り実行計画周知       |
| 8月 5日       |           | 盆踊り練習会          |
| 8月 12日      |           | 盆踊り練習会          |
| 8月 16日      |           | 盆踊り練習会          |
| 8月 20日      |           | 盆踊り開催           |
| 8月 27日      | 反省会       |                 |

（７）イベント企画部会（合同新年会グループ）

| 実施日          | 会議の名称      | 主な内容等               |
|--------------|------------|---------------------|
| 令和５年 11月 18日 | 第１回合同新年会部会 | 来賓招待者、海岸地区参加者のすり合わせ |
| 12月 1日       | 来賓招待者挨拶回り  | 来賓招待者案内状持参          |
| 令和６年 12月 23日 | 第２回合同新年会部会 | 合同新年会開催案詳細検討        |
| 1月 6日        | 第３回合同新年会部会 | 合同新年会参加者確認と準備詳細検討   |
| 1月 13日       |            | 合同新年会開催             |

## 2 事業の実施

| 実施日             | 区分 | 事業名         | 内容・実施体制・参加者数 |
|-----------------|----|-------------|--------------|
| 令和 5 年 8 月 20 日 | 主催 | 海岸地区盆踊り     | 別記載          |
| 10 月 7 日        | 主催 | 市民集会        | 別記載          |
| 10 月 28 日       | 主催 | 海岸地区防災訓練    | 別記載          |
| 令和 6 年 2 月 11 日 | 共催 | 梅まつり        | 別記載          |
| 通年              | 主催 | 感震ブレーカー設置事業 | 別記載          |

### ●盆踊り

令和元年以来 4 年振りの開催となったが、予想をはるかに超える約 2,000 名以上の来場者数となり、大いに賑わった。前回の課題をもとに、出店スペースの拡大、販売個数の増数、来場者が踊りやすいような選曲、駐輪場に投光器を設置するなど、より楽しんでいただくための工夫と安全面に配慮して準備を行った。

催し物としては、来場者へのうちわ無料配布（700 枚）・こどもたちへのアイスクャンディー無料配布（792 本）、菱沼祭囃子保存会による演奏を実施した。売店としては、焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、かき氷、ポップコーン、飲み物等を販売したが、予想を超える来場者数であったため、売り切れが続出した。

来年度は、来場者数を 2,000 名と想定して、出店スペースや飲食スペースの確保、販売個数の増数など準備を進めていきたい。

### ●市民集会

参加者 100 名（一般住民 60 名、まちぢから協議会 22 名、市・県議会議員 6 名、行政 12 名）

今回は、議論を深めるため、テーマを「ごみ問題を中心とした環境問題」に絞り、公募した事前質問に対する行政からの回答をもとに意見交換を行った。

#### 【事前質問】

1. 「ごみ有料化に及び戸別収集に関するアンケート調査」について
2. ごみ集積場所認可に対する要望（1）
3. ごみ集積場所認可に対する要望（2）
4. 不適正ごみ出しに強い対応望む
5. ごみ減量化対策について
6. 不正ごみの回収について
7. 資源ごみ持ち去りの対策について
8. 犬の糞の後始末の対策について

### ●海岸地区合同防災訓練

参加者約 210 名。（自主防災組織 172 名・教職員 4 名・配備職員 12 名・防災対策課職員 6 名）

今回は、東海岸小学校を避難所、第一中学校を医療避難所として同時開設を初めて実施。第一中学校では、初の避難所開設訓練となったため、課題抽出につながった。

主な内容としては、防災関係者に対して、避難所開設・受け入れ・運営までの手順確認と検証を実施。事前説明会を実施し、避難所開設の 8 つの主な業務を時系列に並べ、各担当の役割分担確認を実施。当日は校庭の開錠・施設外観の応急危険度判定・避難所開設し避難者に HUG カードの中から家族を選定し擬似していただき、受け入れの手順をシュミレーションしました。パーテーション（東海岸小学校 40 基、第一中学校 50 基）とブルーシートを本番通りに配置体育館内のゾーニングの受け入れ体制を確認。

避難者の誘導では、屋外で発熱者や体調不良者をと一般避難者を区分けし、受付で避難者の属性を考慮した滞在場所を決定。

新たな試みとして「ペット避難所」を開設。訓練当日は、地域住民に対してチラシを配布し、ペット避難所の周知にも努めた。

また、訓練実施によって得られた課題をもとに防災対策課へ避難所運営に関する要望書を提出し、すべての要望内容に対して改善がなされた。要望内容としては、以下の通り。

- ①第一中学校避難所における避難所機材倉庫の位置改善。
- ②第一中学校避難所及び東海岸小学校避難所の連絡口の改善。
- ③第一中学校避難所における避難所本部の位置改善。

#### ●梅まつり

晴天ではあったが午後になって気温が低下したため、客足は昨年ほど多くはなかったものの大いに賑わった。今回も、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催事業として開催したが、茶室「松籟庵」の施設使用料の減免処置制度が廃止されたため、茅ヶ崎市の後援申請は行わなかった。

催し物としては、例年同様、甘酒を無料配布（1,500名分）、お茶席（有料200名分）、中海岸太鼓の会による演奏を実施した。売店としては、焼きそば、焼き鳥、焼き芋、フランクフルト、綿菓子、ポップコーン、とん汁、地元野菜販売、低農薬米販売、浜田屋（和菓子）、みらまーる（クッキー）、陶器雑貨などを販売したが来客数が予想を上回り、短時間で売り切れが続出した。

#### ●感震ブレーカー設置事業

大規模地震時の通電火災対策として、まちぢから協議会が中心となって地区内の自治会で29年度より感震ブレーカーの設置作業を行っている。

具体的には、海岸地区として、10個の申請を行い、東海岸北二丁目自治会：10個の設置に務めた。

#### ●広報活動事業

概 要 海岸地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

実 施 海岸まちぢから10号（令和5年7月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから11号（令和6年1月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから市民集会特別号（令和6年1月1日発行 9,500部印刷 全戸配布）

## 収入の部

| 項 目 | 予算額       | 決算額       | 内 訳                                                                                                                                            |
|-----|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金 | 1,349,600 | 1,308,600 | 運営等助成金 250,000円<br>うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円<br>特定事業助成金（広報紙発行事業） 237,600円<br>特定事業助成金（海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業（梅まつり、盆踊り等）） 560,000円<br>防災訓練補助金 81,000円 |
| 繰越金 | 20,644    | 20,644    | 令和4年度繰越金                                                                                                                                       |
| 分担金 | 40,000    | 321,652   | 防災訓練自治会連合会分担金 27,524円<br>盆踊り自治会連合会分担金 200,000円<br>梅まつり自治会連合会分担金 8,628円<br>茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 52,500円<br>その他自治会連合会分担金 33,000円                        |
| 事業費 | 1,290,000 | 1,923,578 | 合同新年会会費 168,000円<br>梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 503,728円<br>盆踊り売り上げ・協賛金 1,251,850円                                                                       |
| その他 | 0         | 4         | 利息等                                                                                                                                            |
| 合 計 | 2,700,244 | 3,574,478 |                                                                                                                                                |

## 支出の部

| 項 目                                    | 予算額       | 決算額       | 内 訳                                    |
|----------------------------------------|-----------|-----------|----------------------------------------|
| 運 営 費                                  | 【本部】      | 1,652,000 | 2,209,340                              |
|                                        | 事務費       | 30,000    | 56,001                                 |
|                                        | 会議費       | 50,000    | 26,232                                 |
|                                        | 広報啓発費     | 100,000   | 96,831                                 |
|                                        | 事業費       | 1,457,000 | 1,967,276                              |
|                                        | 負担金       | 15,000    | 63,000                                 |
|                                        | 返還金       | 0         | 0                                      |
|                                        | 【3部会】     | 0         | 0                                      |
|                                        | 小 計       | 1,652,000 | 2,209,340                              |
| うみかぜ<br>施設使用料                          | 使用料       | 180,000   | 171,340                                |
|                                        | 市への返還金    |           | 8,660                                  |
|                                        | 小 計       | 180,000   | 180,000                                |
| 周知定・事<br>啓業発助<br>事成業金                  | 広報物品費     | 500,000   | 376,728                                |
|                                        | 委託費       | 0         | 180,000                                |
|                                        | 印刷製本費     | 40,000    | 5,042                                  |
|                                        | 予備費       | 20,000    | 0                                      |
|                                        | 市への返還金    | 0         | 0                                      |
|                                        | 小 計       | 560,000   | 561,770                                |
| 広特<br>報定<br>紙事<br>発業<br>行助<br>事成<br>業金 | 委託料       | 237,600   | 237,600                                |
|                                        | 予備費       | 0         | 0                                      |
|                                        | 市への返還金    | 0         | 0                                      |
|                                        | 小 計       | 237,600   | 237,600                                |
| 繰越金                                    | 0         | 385,768   | 盆踊り協賛金繰越金 344,167円<br>令和5年度繰越金 41,601円 |
| 予備費                                    | 70,644    | 0         |                                        |
| 合 計                                    | 2,700,244 | 3,574,478 |                                        |

## 令和6年度事業計画

海岸地区まちぢから協議会の規約に基づく目的を達成するために次の取り組みを実施する。

## 1 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会とともに、課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

## 2 課題解決

把握した課題を協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働による課題解決に取り組む。

## 3 事業等の実施

表1及び表2のとおり、継続した事業を実施する。

## 4 地域集会施設の指定管理

海岸地区まちぢから協議会が、活動の拠点である地域集会施設の管理委員会と連携することによって、より良い地域活動の推進を目指す。

【表1】

|   | 事業項目                  | 実施予定日 | 内 容                                                                                 |
|---|-----------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 海岸地区まちぢから協議会の運営に関すること | 通年    | ○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。<br>○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務 |
| 2 | 広報活動の強化検討             | 通年    | ○ホームページの運営、広報紙発行（6月、12月予定）及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。                                 |

【表2】

|   | 事業項目            | 実施予定日            | 内 容                                                                  |
|---|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 海岸地区感震ブレイカー設置事業 | 通年               | ○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。                |
| 2 | 盆踊りの開催          | 8月18日(日)         | ○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。 |
| 3 | 海岸地区市民集会        | 10月5日(土)         | ○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。                           |
| 4 | 海岸地区防災訓練        | 10月19日(土)        | ○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。                                               |
| 5 | 海岸地区新年会         | 令和7年<br>1月11日(土) | ○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。                                               |
| 6 | 梅まつり            | 令和7年<br>2月11日(火) | ○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。                      |

## 令和6年度 海岸地区まちぢから協議会収支予算

## 収入の部

| 項 目 | 前年度<br>決算額 | 予算額       | 内 訳                                                                                                                                     |
|-----|------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金 | 1,308,600  | 1,298,600 | 運営等助成金 250,000円<br>うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円<br>特定事業助成金（広報紙発行事業） 237,600円<br>特定事業助成金（海岸地区盆踊り） 550,000円<br>防災訓練補助金 81,000円（R5年度実績：81,000円） |
| 繰越金 | 20,644     | 385,768   | 盆踊り協賛金繰越金 344,167円<br>令和5年度繰越金 41,601円                                                                                                  |
| 分担金 | 321,652    | 326,000   | 自治会連合会分担金 273,000円（R5年度実績：269,152円）<br>茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 53,000円（R5年度実績：52,500円）                                                            |
| 事業費 | 1,923,578  | 1,588,000 | 合同新年会会費 168,000円（R5年度実績：168,000円）<br>梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 510,000円（R5年度実績：503,728円）<br>盆踊り売り上げ・協賛金 910,000円（R5年度実績：1,251,850円）             |
| その他 | 4          | 0         | 利息等                                                                                                                                     |
| 合 計 | 3,574,478  | 3,598,368 |                                                                                                                                         |

## 支出の部

| 項 目                                            | 前年度<br>決算額 | 予算額       | 内 訳                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運<br>営<br>費                                    | 【本部】       | 2,209,340 | 2,570,385                                                                                                                                                                                              |
|                                                | 事務費        | 56,001    | 57,000 消耗品等                                                                                                                                                                                            |
|                                                | 会議費        | 26,232    | 27,000 コピー代                                                                                                                                                                                            |
|                                                | 広報啓発費      | 96,831    | 97,000 市民集会報告書<br>ポスター・チラシ発行                                                                                                                                                                           |
|                                                | 事業費        | 1,967,276 | 2,356,385 盆踊り 1,460,000円（R5年度実績：1,105,913円）+協賛金繰越金：344,167円）<br>地区防災訓練 141,000円（R5年度実績：108,524円）<br>合同新年会 140,000円（R5年度実績：138,436円）<br>梅まつり 610,000円（R5年度実績：609,018円）<br>広報掲示板保険 5,385円（R5年度実績：5,385円） |
|                                                | 負担金        | 63,000    | 33,000 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金 10,000円<br>茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会懇親会費 13,000円<br>新春凧揚げ大会協賛金 10,000円                                                                                                                 |
|                                                | 返還金        | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 【3部会】      | 0         | 0 部会活動は、本部費で計上                                                                                                                                                                                         |
| 小 計                                            |            | 2,209,340 | 2,570,385                                                                                                                                                                                              |
| 施<br>設<br>使<br>用<br>料                          | 使用料        | 171,340   | 180,000 教室使用料                                                                                                                                                                                          |
|                                                | 市への返還金     | 8,660     | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 小 計        | 180,000   | 180,000                                                                                                                                                                                                |
| 周<br>知<br>定<br>・<br>事<br>業<br>助<br>成<br>金      | 広報物品費      | 376,728   | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 委託費        | 180,000   | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 印刷製本費      | 5,042     | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 予備費        | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 市への返還金     | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 小 計        | 561,770   | 0                                                                                                                                                                                                      |
| 海<br>岸<br>特<br>定<br>区<br>事<br>業<br>助<br>成<br>金 | 広報物品費      | 0         | 310,000 海岸地区まちぢから協議会うちわ作成（2,500枚）<br>消耗品費、その他                                                                                                                                                          |
|                                                | 委託費        | 0         | 198,000 電飾装置配線等委託（会場配線（照明）、架設費（電工費）、申請代行）                                                                                                                                                              |
|                                                | 印刷製本費      | 0         | 30,000 ポスター、回覧チラシ、その他                                                                                                                                                                                  |
|                                                | 予備費        | 0         | 12,000                                                                                                                                                                                                 |
|                                                | 市への返還金     | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 小 計        | 0         | 550,000                                                                                                                                                                                                |
| 広<br>報<br>定<br>紙<br>事<br>業<br>助<br>成<br>金      | 委託料        | 237,600   | 237,600 印刷校正委託（仕分け作業含む）<br>9,000部×2回                                                                                                                                                                   |
|                                                | 予備費        | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 市への返還金     | 0         | 0                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | 小 計        | 237,600   | 237,600                                                                                                                                                                                                |
| 繰越金                                            |            | 385,768   | 0                                                                                                                                                                                                      |
| 予備費                                            |            | 0         | 60,383                                                                                                                                                                                                 |
| 合 計                                            |            | 3,574,478 | 3,598,368                                                                                                                                                                                              |

## 特定事業の概要（海岸地区・海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業）

広報紙による海岸地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動を知り、興味・関心をもってもらうことが重要であるため、本事業の継続的な実施に至っている。

積極的な活動を行っているものの、まだまだ地区住民のまちぢから協議会に対して認知が十分ではなく、今後の事業展開を進めるうえで、新たな担い手の発掘や意見を求めながら協議会認知度の向上を図る必要がある。

また、自治会未加入者への情報提供が不十分であることも課題となっているため、地区内の公共施設、自治会館等に配架することによって施設利用者をはじめ様々な住民への周知に努めている。

### （１）事業の概要

#### ◆事業概要

海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業

協議会の活動内容及び新たな担い手の募集を掲載した広報紙を地区内全戸に配布。

#### ◆事業の内容

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 広報部会（部長１名 部会員６名）

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配布、公共施設等への配架等  
地区のホームページに掲載

### （２）事業のねらい

協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布することで、自治会未加入者も含め地区住民すべてが自地区についての情報を得ることを目的とする。

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができ、協議会からさまざまな情報を発信することで、少しでも地域活動に興味・関心を持つ人が増え、事業や部会に参加して、地域活動の推進につながることを期待できる。

### （３）令和５年度実績

印刷部数 ９，０００部で地区内１２自治会内に全戸配布

※予備含む市役所及びコミセン、自治会館に配架



## 特定事業の概要（海岸地区：海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業（梅まつり、盆踊り等））

海岸地区まちぢから協議会の活動について、地区住民の理解をより深めるための事業として、盆踊り・梅まつり等のイベント時に海岸地区まちぢから協議会名の入った提灯やのぼり旗を設置するなどして、周知・啓発を行う。また、海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知・啓発することで、地域活動における新たな担い手を発掘することを目的とする。

### （１）事業の概要

#### ◆事業概要

海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業（梅まつり、盆踊り等）

海岸地区まちぢから協議会の提灯やのぼり旗等を作成し、各事業の開催時に設置し活動の周知・啓発を行う。各事業の開催チラシ等を作成し、回覧、掲示板等で情報発信を行う。

#### ◆事業の内容

##### 【実施主体】

海岸地区まちぢから協議会

##### 【企画・運営】

イベント企画部会梅まつりグループ、盆踊りグループ等

### （２）事業のねらい

ア 海岸地区まちぢから協議会の周知を行うことで、新たな担い手の創出に繋がる。

イ 本事業に取り組むことで担い手不足が解消され、梅まつりや盆踊り等の地域に愛された既存事業が、今後も継続されていくことで、「地域愛・茅ヶ崎愛」が育まれることが期待できる。また、海岸地区が一丸となり、各事業を実施することにより、地域活動に興味をもってもらうことや、まちづくりにおける住民参加のきっかけ及び地域の連帯感を醸成することができる。

ウ 各事業を継続することで、積極的な世代間の交流がなされることが期待できる。

### （３）令和５年度実績

盆踊りでは、令和元年以来４年振りの開催となり、菱沼祭囃子保存会による演奏や、様々な模擬店が出店し、大いに賑わった。梅まつりでは、茶室や模擬店の出店によって、多くの来場者があり、大いに賑わった。各まつりの中で、提灯やのぼり旗の設置、うちわを配布するなどによって、多くの方にまちぢから協議会の活動の周知を行った。また、各まつりを通して、参加者同士のコミュニケーションが生まれ大人と子どもの交流と、新たな担い手の発掘という目的が達成できた。

#### ア 盆踊り

開催日：令和５年８月２０日（日）

来場者：約２，０００名

#### イ 梅まつり

開催日：令和６年２月１１日（日）

来場者：約１，０００名

## 特定事業実施報告書（海岸地区・広報紙発行事業）

|                                         |                                                                                                                 |                                                                                           |      |                            |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------|
| 事業の実施内容                                 | 活動内容                                                                                                            | 地区住民が自地区についての情報を得て、関心を持ち、当事者として行動することを期待し、海岸地区まちぢから協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布すること。 |      |                            |
|                                         | 活動期間                                                                                                            | 令和5年6月1日～令和6年3月31日                                                                        |      |                            |
|                                         | 実施体制                                                                                                            | 広報部会広報紙グループ                                                                               | 周知方法 | 全戸配布及びコミセン、市役所に配架。地区HPに掲載。 |
|                                         | 参加者数                                                                                                            | 広報部会広報紙グループ（グループ長1名 グループ員6名）                                                              | 実施日  | 通年<br>発行日：令和5年7月<br>令和6年1月 |
| 事業の目的や効果は達成できましたか                       | 本事業では、全戸配布を実施することで、非自治会員にも協議会の存在や活動を広く周知することができた。                                                               |                                                                                           |      |                            |
| 事業を計画的に実施することができましたか                    | 編集会議等については、メール等を活用しながら調整を進めることで、充実した内容の広報紙を令和5年7月1日（第10号）と令和6年1月1日（第11号）に発行することができた。                            |                                                                                           |      |                            |
| 予算計画や予算配分は適正でしたか                        | 概ね予算の範囲内で実施できた。                                                                                                 |                                                                                           |      |                            |
| 事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか               | 協議会の活動や情報を周知するだけでなく、新たな担い手となる部会員を募集する記事や、メールアドレス掲載による開かれた組織のPR、参画しているメンバーの知り合いを通じた本事業についての意見聴取等、多角度からの意見聴取に努めた。 |                                                                                           |      |                            |
| 一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか               | 部会員の中には、子育ての合間を縫って親子で参加しており、忙しい中でも自身の役割を全うするために活動を行うことができた。                                                     |                                                                                           |      |                            |
| 事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか | 掲載した内容について感想を頂戴する等、確実に協議会の認知度は上がってきていると体感している。協議会への入口こそ様々だが、まずは認識して頂くことが、地域コミュニティ醸成へと繋がっていくと考えている。              |                                                                                           |      |                            |
| 課題と今後の展望について                            | 今後も内容を精査しながら、様々な事業を掲載し、まちぢから協議会の活動の周知につながっていきたい。                                                                |                                                                                           |      |                            |

## 収支決算書

### 収入

| 科 目 | 予算額     | 決算額     | 内 訳             |
|-----|---------|---------|-----------------|
| 補助金 | 237,600 | 237,600 | 認定コミュニティ特定事業助成金 |
| 負担金 | 0       | 0       |                 |
| 計   | 237,600 | 237,600 |                 |

### 支出

| 科 目 | 予算額     | 決算額     | 内 訳                                                                     |
|-----|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 委託料 | 237,600 | 237,600 | 印刷・校正委託（仕分け作業含む）<br>9,000部×2回<br>第10号：9,000部（全戸配布）<br>第11号：9,000部（全戸配布） |
| 計   | 237,600 | 237,600 |                                                                         |

\*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

特定事業実施報告書（海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業（梅まつり、盆踊り等））

|                                         |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                    |      |      |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 事業の実施内容                                 | 活動内容                                                                                                                                                                                                                      | 海岸地区まちぢから協議会の活動について、地区住民の理解をより深めるための事業として、盆踊り・梅まつり等のイベント時に海岸地区まちぢから協議会名の入った提灯やのぼり旗を設置するなどして、周知・啓発を行う。また、海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知・啓発することで、地域活動における新たな担い手を発掘することを目的とする。 |      |      |
|                                         | 活動期間                                                                                                                                                                                                                      | 令和5年7月1日～令和6年3月31日                                                                                                                                                 |      |      |
|                                         | 実施体制                                                                                                                                                                                                                      | 海岸地区まちぢから協議会                                                                                                                                                       | 周知方法 | 実施体制 |
|                                         | 参加者数                                                                                                                                                                                                                      | 約3,000名                                                                                                                                                            | 実施日  | 参加者数 |
| 事業の目的や効果は達成できましたか                       | 盆踊りでは、令和元年以来4年振りの開催となり、菱沼祭囃子保存会による演奏や、様々な模擬店が出店し、大いに賑わった。梅まつりでは、茶室や模擬店の出店によって、多くの来場者があり、大いに賑わった。各まつりの中で、提灯やのぼり旗の設置、うちわを配布するなどによって、多くの方にまちぢから協議会の活動の周知を行った。また、各まつりを通して、参加者同士のコミュニケーションが生まれ大人と子どもの交流と、新たな担い手の発掘という目的が達成できた。 |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 事業を計画的に実施することができましたか                    | 各まつりグループ会議と当日開催は計画どおり実施できた。                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 予算計画や予算配分は適正でしたか                        | 一部、内訳の変更を行ったが、概ね予算の範囲内で実施できた。                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか               | 事業開始前に事業についての意見を募った。8月27日に盆踊り反省会、2月18日に梅まつり反省会を行い、今後について意見交換を実施した。                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか               | 各団体の役員等が会場設営や片付け等、参加者と積極的にコミュニケーションを取り楽しく活動できた。                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか | 会場内に提灯やのぼり旗の設置、うちわの配布を行うことで、多くの方にまちぢから協議会の活動を周知することができた。会場設営においては、若い世代の参加も多く、若い世代とのコミュニティの醸成に繋がった。<br>また、盆踊りの練習会を開催し、踊り方を継承する中で、様々な世代間交流が生まれ、新たな担い手の発掘に繋げることができた。                                                         |                                                                                                                                                                    |      |      |
| 課題と今後の展望について                            | 会場設営に係る電飾装置配線については、ボランティアで対応できる範疇ではないので、次年度以降の事業実施でも引き続き専門の事業委託費を見込む必要がある。                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                    |      |      |

## 収支決算書

### 収入

| 科 目 | 予 算 額   | 決 算 額   | 内 訳          |
|-----|---------|---------|--------------|
| 補助金 | 560,000 | 560,000 | 市より（特定事業助成金） |
|     |         | 1,770   | まちぢから協議会負担金  |
| 計   | 560,000 | 560,000 |              |

### 支出

| 科 目   | 予 算 額   | 決 算 額   | 内 訳                                                                                                                                           |
|-------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報物品費 | 320,000 | 376,728 | ○海岸地区まちぢから協議会提灯作成<br>2,200円×120個＝264,000円<br>○海岸地区まちぢから協議会のぼり旗作成<br>4,136円×5本＝20,680円<br>○海岸地区まちぢから協議会うちわ作成<br>110円×700本＝77,000円<br>○消耗品費、その他 |
| 委託費   | 180,000 | 180,000 | ○電飾装置配線等委託<br>・会場配線（照明）、架設費（電工費）等<br>180,000×1式＝180,000円                                                                                      |
| 印刷製本費 | 40,000  | 5,042   | ポスター、回覧チラシ、その他                                                                                                                                |
|       |         |         |                                                                                                                                               |
| 計     | 560,000 | 561,770 |                                                                                                                                               |

\*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。



# 海岸地区の別荘移り変わり

茅ヶ崎のイメージの1つとして「著名人等の別荘が多い町」とよく耳にする。特に明治後期の茅ヶ崎駅開設後は有名人、政治家や学者等の別荘が200棟以上もあり、中でも東海岸地区では図1のような状態であった(図に付した番号は表1の別荘番号)。これらが今どうなっているのかを知る為、今回は表1の別荘を巡った。

(東海岸南二丁目 大野 茂生)

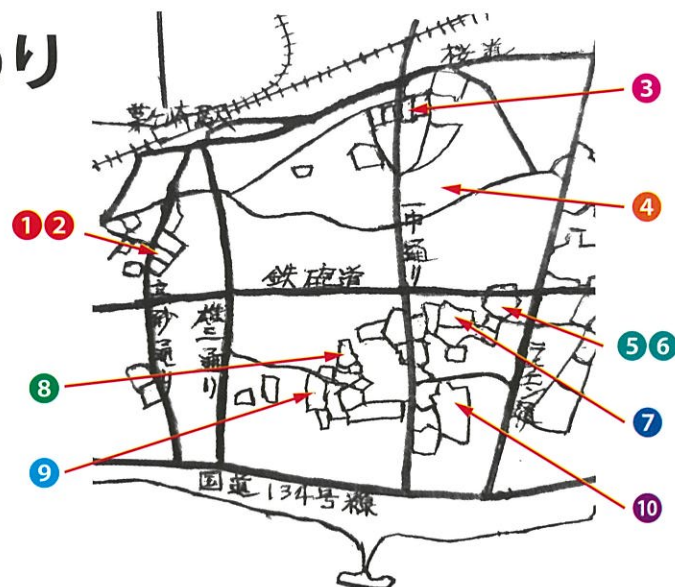


図1 海岸地区別荘の明治から戦前頃までの状態

表1 当時の別荘所在地と持ち主

| 氏名・名称等    | 所在地        | 及び 人物紹介               |
|-----------|------------|-----------------------|
| ① 川 上 音二郎 | 東海岸北1丁目    | オッペケペー節の新派劇創始者        |
| ② 原 安三郎   | 所在地同上      | 日本化薬社長 後に上記土地購入 現高砂緑地 |
| ③ 柳 田 直 平 | 東海岸北3丁目    | 判事 柳田国男(民俗学者)の養父      |
| ④ 松 樹 園   | 東海岸北4丁目    | 古河財閥関係4家の別荘           |
| ⑤ 石 黒 忠 恵 | 東海岸北5丁目    | 明治の軍医 土地だけ購入          |
| ⑥ 仁井田 益太郎 | 東海岸北5～南5丁目 | 訴訟法の大家 ⑤の土地を後に購入      |
| ⑦ 小 橋 一 太 | 東海岸南5丁目    | 文部大臣、東京市長             |
| ⑧ 九 鬼 隆 一 | 東海岸南2丁目    | 男爵 東大創立者              |
| ⑨ 青 山 為太郎 | 東海岸南4丁目    | みやこ染め創立者              |
| ⑩ 広 田 精 一 | 東海岸南6丁目    | 電機学校(現東京電機大学) 創立者     |

上記別荘(跡地)の現在は、下記写真のような状況となっていて当時の佇まいが残っているところは数少なくなっている。



①② 高砂通り  
現 高砂緑地



③ 一中通りから  
幸町交差点方向



④ 一中通りクリエイト  
向い側 松樹園付近



⑤⑥ 鉄砲道の松が丘  
交差点から南5方向



⑦ 鉄砲道 旧道



⑧⑨ 九鬼邸跡付近と  
左奥の先が青山邸跡



⑩ 南6丁目海岸方向  
左へ進むと一中通り

参考文献

- 『茅ヶ崎市史4』(通史編) 茅ヶ崎市
- 『茅ヶ崎の別荘みてある記』ちがさきの別荘みてある記編集委員会2007年
- 『茅ヶ崎の別荘史その1』川崎衿子 文教大学湘南総合研究所2003年3月

## 海岸まちぢから

第10号

発行日 2023年(令和5年)7月1日  
 発行人 海岸地区まちぢから協議会  
 会長 林 正明  
 海岸地区コミュニティセンター  
 TEL 0467-82-6618  
 印刷 ストリートファクトリー  
 TEL 0467-81-5594

## 年度ご挨拶

海岸地区まちぢから協議会

会長 林 正明



今年の春は温暖で梅も桜も半月位早く開花し、春野菜のジャガ芋、玉ねぎ、そら豆、葉物類も同様に、収穫が早まっています。私が会長をしております東海岸北二丁目自治会の毎年恒例の「ジャガ芋掘り会」も、いつもの年は6月25日頃でしたが、今年は6月10日に実施しました。とても良い出来でした。

3年間に及んだ新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言も5月8日には解除され、インフルエンザ等の第5類に変更になりました。

9連休のゴールデンウィークには、日本中に観光や帰省する人達が溢れて、苦しかった3年間からの解放を楽しんでいるようでした。

茅ヶ崎でも、コロナ前に戻って、大岡祭、アロハマーケット、湘南祭、7月の浜降祭、8月のサザンビーチ花火大会等、色々なイベントや行事が復活してきました。

海岸地区まちぢから協議会といたしましても、

8月の盆踊り、10月の市民集会、合同防災訓練、体育祭、11月の海岸地区社協の「ふれあいの集い」、1月の茅ヶ崎南地区との共催の凧あげ会、2月の高砂緑地での「梅まつり」等を復活させ、より充実させて実行する計画で進めています。

海岸地区は、この3年間で都内や横浜など近隣都市から転居して来られた30代、40代の若い世代の方々が多く、各自治会でも入会する会員が、かなり増えています。新型コロナウイルスの影響で、テレワークや在宅勤務が多くなり、勤務時間がフレキシブルになった為、憧れの湘南茅ヶ崎に移住して来る事が出来たのだと思います。(手前味噌かな?) この現象はこれからも、続くと考えられます。

若い世代の彼等が、茅ヶ崎に来てよかった、ずっと住み続けて行きたいと思ってもらえる様な海岸地区にしてゆく事も、私達、海岸地区まちぢから協議会の役割だと思います。皆様と一緒に、安心、安全で住みよい地域づくりに、励んでゆきたいと考えています。

新型コロナが第5類になったからと言って、いつ第9波が来るか分かりません。油断をせずに、しかし恐れずに前向きに進んで行きましょう。

海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。

防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。

ご参加いただける方は、メールアドレス

kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。

部会員募集!!



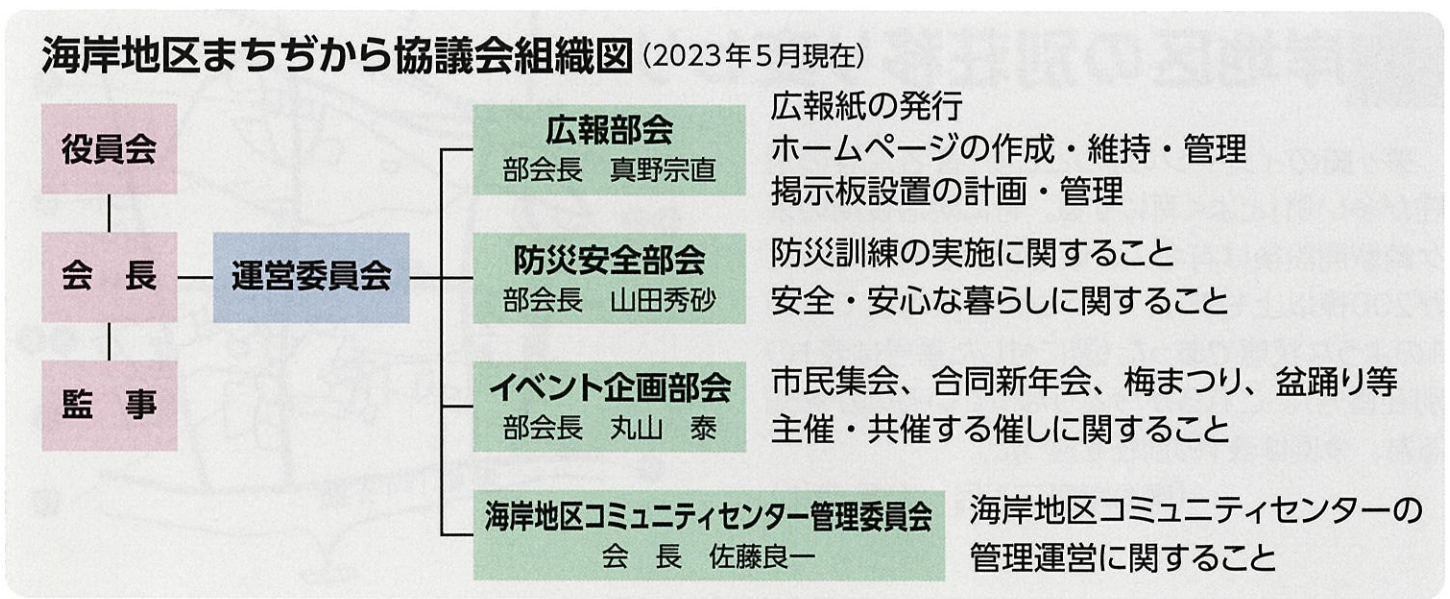


| 2023年度運営委員一覧 |       |                               |
|--------------|-------|-------------------------------|
| 役 職          | 氏 名   | 所 属                           |
| 会 長          | 林 正明  | 東海岸北二丁目自治会                    |
| 副会長          | 真野 宗直 | 東海岸南三丁目自治会                    |
| 副会長          | 丸山 泰  | 海岸地区民生委員児童委員協議会<br>東海岸南一丁目自治会 |
| 書 記          | 今泉 勲  | 東海岸小学校区<br>青少年育成推進協議会         |
| 会 計          | 渡辺 末一 | 東海岸北四丁目自治会                    |
| 監 事          | 佐藤 良一 | 海岸地区コミュニティセンター<br>管理委員会       |
| 監 事          | 山本 俊夫 | ボランティアセンター海岸<br>東海岸北一丁目自治会    |
| 委 員          | 米井 博之 | 東海岸北三丁目自治会                    |
| 委 員          | 仁井田徳久 | 東海岸北五丁目自治会                    |
| 委 員          | 大野 茂生 | 東海岸南二丁目自治会                    |
| 委 員          | 中村 嘉人 | 東海岸南四丁目自治会                    |
| 委 員          | 島田 渡  | 東海岸南五丁目自治会                    |
| 委 員          | 和田 智弘 | 東海岸南六丁目自治会                    |
| 委 員          | 小林 正尚 | パンフィックガーデン茅ヶ崎自治会              |
| 委 員          | 鈴鹿 隆司 | 海岸地区社会福祉協議会                   |
| 委 員          | 原 京子  | 茅ヶ崎小学校区<br>青少年育成推進協議会         |
| 委 員          | 加藤 大嗣 | 海岸地区体育振興会                     |
| 委 員          | 町田奈津美 | 地域包括支援センターあい                  |
| 委 員          | 山田 秀砂 | 推薦委員                          |
| 委 員          | 登尾 泉美 | 推薦委員                          |
| 委 員          | 飯田 誠一 | 推薦委員                          |
| 委 員          | 佐野奈緒子 | 公募委員                          |

| 2022年度決算報告・2023年度予算 |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|
| 【収入】 (単位：円)         |           |           |
| 項 目                 | 2022年度決算  | 2023年度予算  |
| 前年度繰越金              | 5,598     | 20,644    |
| 補助金                 | 738,000   | 1,349,600 |
| 分担金                 | 78,884    | 40,000    |
| 事業費                 | 596,299   | 1,290,000 |
| その他                 | 2         | 0         |
| 計                   | 1,418,783 | 2,700,244 |

| 【支出】 (単位：円) |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 項 目         | 2022年度決算  | 2023年度予算  |
| 事務費         | 8,253     | 30,000    |
| 会議費         | 18,932    | 50,000    |
| 広報啓発費       | 109,631   | 100,000   |
| 事業費         | 830,723   | 2,017,000 |
| 負担金         | 13,000    | 15,000    |
| うみかぜテラス使用料  | 146,680   | 180,000   |
| 広報紙発行委託料    | 237,600   | 237,600   |
| 小計          | 1,364,819 | 2,629,600 |
| 予備費         | 0         | 70,644    |
| 市への返還金      | 33,320    | 0         |
| 次年度繰越金      | 20,644    | 0         |
| 計           | 1,418,783 | 2,700,244 |

| 2023年度事業計画 |                           |               |                                                                                            |
|------------|---------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 事業項目                      | 実施予定日         | 内 容                                                                                        |
| 1          | 海岸地区まちづから協議会の運営に関する<br>こと | 通年            | ○ 海岸地区まちづから協議会の目的を達成するための事業等について、<br>役員会・運営委員会等で随時協議していく。<br>○ 総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務。 |
| 2          | 広報活動の強化検討                 | 通年            | ○ ホームページの運営、広報紙発行(6月、12月予定)及び掲示板の維<br>持管理・活用及び新規設置に関する協議をしていく。                             |
| 3          | 海岸地区感震<br>ブレーカー設置事業       | 通年            | ○ 大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発<br>及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。                                 |
| 4          | 盆踊りの開催                    | 8月20日(日)      | ○ 地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発<br>揮するため盆踊りを検討、まちづから協議会から実行委員会を組織し、<br>開催する。              |
| 5          | 海岸地区市民集会                  | 10月7日(土)      | ○ 地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議するこ<br>とを目的に開催する。                                            |
| 6          | 海岸地区防災訓練                  | 10月21日(土)     | ○ 実行委員会を設け、運営方法を協議していく。                                                                    |
| 7          | 海岸地区新年会                   | 2024年1月13日(土) | ○ 実行委員会を設け、実施計画を協議していく。                                                                    |
| 8          | 梅まつり                      | 2024年2月11日(土) | ○ 実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちづから協議会との共催をより積<br>極的に実行計画を協議していく。                                       |



## 梅まつりが3年振りに開催されました

2023年2月11日(土曜・建国記念の日)、2021年から2年続けて中止されていた「梅まつり」が市立図書館隣の高砂緑地並びに茶室「松籟庵」において、久し振りに開催されました。

当日は天候に恵まれ、春を思わせる暖かな一日となり従来になく大勢の方が来場されました。

コロナ感染対策のため地域の催しが軒並み中止となる中で、ようやく待ちに待った行事の開催が来場者の増大につながったものと思われます。主催者として行事再開の甲斐があったと有難く感謝いたします。

しかし、予想を上回る来場者のため、模擬店の商品の売り切れが続出し、やむを得ず、まつりの終了を1時間余り繰り上げることになってしまいました。終了後に来場された方からお叱りの声もあり、開催時間告知が不親切であったと反省する点もありました。

また、最近の急激な諸物価高騰のしわ寄せから、商品の販売価格を値上げせざるをえず、この点も今までの経験にないことでした。

「梅まつり」は海岸地区と茅ヶ崎南地区のまちづから協議会の共催で開催されていますが、今年から茅ヶ崎市の後援も得ることができ、今後の開催に一層の弾みとなりました。

紙面をお借りし、開催にお力添えいただいた地域の皆様に厚く御礼申しあげます。

(梅まつり実行委員会 真野 宗直)



新年度がスタートした。新型コロナの感染に注意しながらも、例年どおりに行事を開催することができそう。早速、盆踊りの開催準備に取り掛かったが、3年振りのこととて、記憶を呼び覚ますことから始めなければならず、忙しい夏を迎えることになりそう。それでもなお、「いつものとおり」にできることの有難さが一入感じられる暑い初夏を迎えた。(M.M.)



## 海岸地区合同防災訓練を実施しました

10月28日(土)13時から16時30まで東海岸小学校・第一中学校両校で避難所開設・運営訓練を行いました。

「医療救護所指定」となっている第一中学校での開設・運営は初めての経験であり、従来から訓練を行ってきた東海岸小学校との違いを確認しながら準備を進めた結果、改善すべき問題点が明らかになった有意義な訓練となりました。

また今回、有志住民のかた方に運営を委託し

て東海岸小学校に「ペットの避難場所」を設置しましたが、20名ほどの参加者と運営者、防災対策課で熱心な意見の交換がおこなわれました。海岸地区は特にペットが多く、まちぢから協議会の防災安全部会内にペット対策班を創設することを検討しています。

訓練はすればするほど確かなものになってくることが参加者一同が実感しています。来年こそ地域の皆様、要支援者の皆様と一緒に避難所開設・運営訓練が実施することを目標に、今から準備を進めてまいります。

(防災安全部会 山田 秀砂)



新型コロナウイルス感染症の分類が5類になり規制が解除され、漸く海岸地区盆踊り大会を4年ぶりに開催することができました。準備開始時期の遅れと役員交代による経験不足で苦労しましたが、海岸地区住民の皆さんから多大の賛助金をいただくなど、絶大なご協力により盛大に開催することができました。

また、市民集会のテーマは、ゴミ問題(環境)で今、自治会で悩んでいる切実な問題であり、行政の具体的な対応をお願いしました。

さらには、合同防災訓練は初めて第一中学校、東海岸小学校同時避難所開設を行い、慣れぬことで手間取りましたが有意義な訓練となりました。

2023年の行事はいずれも開催に一段の苦労を伴いましたが、皆様のご協力を得て成功裏に終了しました。紙面を借りて御礼を申し上げます。(S.W.)



# 海岸まちぢから

住んで良かったまちづくり

第11号

発行日 2024年(令和6年)1月1日

発行人 海岸地区まちぢから協議会

会長 林 正明

海岸地区コミュニティセンター

TEL 0467-82-6618

印刷 ストリートファクトリー

TEL 0467-81-5594



### 協議会のあゆみ

海岸地区まちぢから協議会  
副会長 真野 宗直

新年明けましておめでとうございます。

昨年の5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、2類から5類に変わって、まちぢから協議会主催行事も4年振りに全て復活しました。

まちぢから協議会が2016年3月に発足して今年で足かけ9年になりますが、開催行事の主催者の変遷をみると、まちぢから協議会発足以前は、海岸地区地域づくり運営委員会が梅まつり、市民集会、新年会を主催していましたが、2014年に委員会が解散して主催行事は自治会連合会に移管されました。また、盆踊りは別に東海岸地区盆踊り実行委員会という別組織が主催していましたが、2011年の東日本大震災後の電力事情の逼迫などで、しばらく開催が休止となっていました。その後、地域での復活の機運が高まり、2019年に海岸地区まちぢから協議会主催行事と

して再開することができました。

まちぢから協議会創設の目的は、地域の代表として、地域課題を主体的に解決する組織の一本化であり、全国的な自治会離れの中で、地域の担い手づくりに資することも期待されて発足しました。

まちぢから協議会も、だいたひ地域に馴染んできたように見えますが、協議会の眼目である、地域住民を代表する組織という観点からすると、自治会未加入世帯への浸透は、今後の課題となっています。

課題解決の一助としても広報紙、ホームページの充実などを通して、まちぢから協議会からの地域情報伝達に努めていきたいと考えています。

活動の目的・対象が明確な体育振興会、社会福祉協議会、青少年育成推進協議会などの組織と違い、地域全般に互る課題を対象とする、まちぢから協議会は、それらの組織と連携し、手を携えて活動していくことが必要です。

今後とも、海岸地区まちぢから協議会関係者一同、目標達成に邁進してまいりますので、地域の皆様の一層のご協力、ご支援をお願いします。

海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。

防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。

**ご参加いただける方は、メールアドレス**

**kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。**

部会員募集!!





## 盆踊りが開催されました



3年間に及んだ新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言も5月8日には解除され、インフルエンザ等の第5類に変更になりました。

「海岸地区盆踊り」も2019年以来4年ぶりに復活し、8月20日に実施されました。

待ちに待った「盆踊り」の復活で、前回の来場者は1,200人以上と、予想の800人を大きく上回りましたが、今回は2,000人以上の来場者で、大変盛況でした。

準備の方も4年ぶりなので、忘れてしまったことも多く、また、実行委員のメンバーも3割位が新しくなり、5月からの3か月間は、大変忙しく実行委員の方々には、大きな負担をおかけしました。



前回の反省会での意見を参考にして、会場の出店スペースを広げ、各種の販売個数も増やし、さらにプログラムの内容も、踊りやすい曲を採用して参加しやすくし、駐輪場も投光器を設置して明るくするなどの対策をいたしました。



そして今回は、行政に補助金約55万円を申請し受理され、「海岸まちがから」の提灯120個、提灯用および

会場照明用の電気配線設備、うちわ800本等を購入いたしました。来場者数の想定を1,200人以上と設定しましたので、予算も前回より大幅増となって心配しましたが、行政からの補助金

や自治会連合会からの協力金、各自治会他からの協力金、特に海岸地区内の商店、事務所、病院関係、幼稚園、その他多くの個人の皆様からの賛助金をいただき、無事、予算内で開催することができました。関係者の皆様に厚く感謝を申し上げます。

今回の開催にあたっての反省点は、①来場者が2,000人以上のため、出店の販売数が足りず、多くの方が行列しても買えなかったことで、来年はもっと出店数及び販売数を増やすこと、②出店前のスペース、飲食スペースをもっと増やす事、③無料で来場者に配った「うちわ」を、全員に配れるように増やすこと(全員に渡せれば正確な来場者数を把握できるため)。④子ども達に無料で配っているアイスクャンディーの数を増やすこと、⑤海岸地区内の3〜4店舗程度のお店に出店してもらえる様に協力をお願いすること、などを考えています。



来年度は、来場者数を2,000人と想定して計画したいと思っていますが、少し不安です。予算面においては、さらに膨らむため、来年度も行政への補助金申請を今年度と同額程度を、お願いしたいと考えています。さらに、海岸地区まちがから協議会の各団体、自治会連合会及び各自治会からの協力金、地区内の多くの商店、事務所、病院、幼稚園、そして個人の皆様からの賛助金を、お願いしたいと考えています。



来年度も「海岸地区盆踊り」が大盛況になる事を願って、今から努力したいと思っています。

(盆踊りグループ 林 正明)

## 第48回海岸地区市民集会を開催しました

2023年10月7日(土)に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において第48回海岸地区市民集会が開催されました。

昨年に続き今年も一堂に会しての市民集会を実施することができ、一般市民47名、まちがから協議会運営委員16名、市長はじめ行政幹部12名、県議員・市議員6名が出席しました。

今年度は「ゴミ問題を中心とした環境問題」をテーマとして取り上げ、7月15日〜8月15日に海岸地区の皆さまから、市・行政に対する質問および提案を公募し、9月初旬に事前質問として市に提出いたしました。

市民集会当日は、事前質問に対する市の担当部署からの回答をお聞きし、市民から関連した質問を行うなど、課題解決のために何をすべきかについて、市の担当部署の責任者と市民が意見交換を行いました。

当日の意見交換だけで解決策を見出すことが難しい課題については、市担当部署が持ち帰り関係部署と協議の上、今後の施策について後日回答をいただきました。

なお、市民集会での事前質問に対する行政からの回答、参加者からの関連質問、及び持ち帰り課題に関する回答等の具体的内容につきましては、皆さまに配布いたしました「第48回 海岸地区市民集会報告」をご覧ください。

今後も、「住んで良かった海岸地区」を目指して行政と市民が直接意見交換する場として、意義ある市民集会のあり方・実施方法を検討してまいります。

(市民集会グループ 今泉 勲)





ごみ収集車が通り抜けることができるようになると良いかと思います。

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

カラス除けネット（カラスいけいけ）等につきましては、原則、市または委託業者で置くことは行っておりません。道路事情など特段の事情がある場合におきましては、地域の方々と話し合った上で、ネット等を置くことなどの対応を行っている地域もございますが、基本的には、集積場所の設置、維持管理につきましては、地域の方々に行っていただいているところです。

私道につきましては、原則、収集車が無断で侵入することはございません。しかしながら、ごみを排出する方々の事情や、市が収集ルートを作成する中で、転回する場所が必要である場合におきましては、地権者または委託業者と相談しながら対応しております。

#### 市長のまとめ 佐藤 光 市長

長時間にわたり、様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

はじめに、集積場所で火事になったという話がございました。それにつきましては、深くお詫びを申し上げたいと思います。管理いただいている方は被害者なわけですから、なぜ被害者が責任を負わなければならないのかと思います。今後、このようなことがないように周知徹底していきたいと思います。

「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」につきましては、無作為抽出アンケートとフリーアンケートの両方を実施させていただき、この結果を



審議会に答申させていただくことになりましたが、これがすべてではございません。この市民集会で出た皆さんの

意見も含めて、審議会へ答申していきたいと思っております。今回ご出席の方が、約 60 人ということで、それだけごみに対しての関心が高い状況であることと言えます。

13 地区ごとに事情が異なるという話もございました。その中で、集積場所のことについて、一律の

基準では対応できないとありました。確かにご指摘の通りでございます。環境事業センターと地域の皆様と一緒に考え、臨機応変に対応していけたらと思っております。収集ルートや美観についても、重要なことであります。たくさんの方が訪れる茅ヶ崎ですから、しっかり対応しなければならないと思っております。

しかし、戸別収集を実施するとなると、メイン通りに 1 軒ずつごみが出てしまうという新たな課題が浮き彫りとなりました。戸別収集が進むのであれば、そういったことも含めて取り組んでいかなければいけないと思っております。

また、不適正ごみに対する監視カメラの設置につきましては、13 地区に 1 台ずつとなっておりますが、現場の権限で必要なところに設置していくということとしました。必要であれば、録画機能付きの監視カメラを付けて、誰がどういうことをしているのかということも把握していかなければならないとも思っております。

ごみの減量化のお話もいただきました。プラスチックごみの出し方等について、様々な部分で皆様にご協力をいただいております。市としても周知徹底をしなければいけないと思っております。

不正ごみの回収についても、粘り強く対応させていただきたいと思っております。

資源ごみの持ち去りについても、先ほどの監視カメラを設置して、そういった事業者を割り出し、紙面に公表するといったところまでホームページ等を活用して、しっかりと取り締まっていきたいと思っております。

ペットのふんにつきましては、茅ヶ崎市内では、世帯に対するペットの量が非常に多い状況です。藤沢市よりも多くなってきています。例えばペットを購入する際に、罰則規定を伝えるなど、ペットショップでしっかりと伝えることも重要だと思っております。しかし、これにつきましては、他市町村で購入する可能性もありますので、茅ヶ崎市だけでなく神奈川県全体を含めた広域的な対応を考えていきたいと思っております。

いずれにしても、本当に貴重なご意見をいただきました。そういったご意見をしっかりと行政としても、ただ審議会等に丸投げするのではなく、しっかりと議論してまいりますので、今後ともどうぞご指導よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。



## 第 48 回 海岸地区 市民集会報告

発行日 2024 年 1 月 1 日  
発行人 海岸地区まちづから協議会  
会長 林 正明  
海岸地区コミュニティセンター内  
問合先 市役所市民自治推進課  
TEL 0467-81-7126（直通）

第 48 回海岸地区市民集会を、2023 年 10 月 7 日（土）に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において開催いたしました。海岸地区の市民の皆さま 49 名、まちづから協議会運営委員 18 名、市長はじめ行政担当者 12 名、県議員・市議員 6 名が出席し、今年度のテーマ「ごみ問題を中心とした環境問題」について意見交換を行いました。

事前質問に対する市担当部署からの回答、及び市民集会での質疑応答についてご報告いたします。

※各質問文は、まちづから協議会の統一意見としてではなく質問者の趣旨に依っています。

#### 主催者挨拶 海岸地区まちづから協議会 会長 林 正明

海岸地区市民集会も 48 回目、海岸地区まちづから協議会の主催になりまして 8 回目となりました。

今年度のテーマは「ごみ問題を中心とした環境問題」としました。海岸地区にとっては、ごみ問題は一番関心のある問題です。

住宅が密集しており、狭い道路も多く、ごみの集積場所に関するトラブルが多く、自治会長や、関係者は、常に解決のために悩まされています。

行政では、今年 5 月に「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」を実施したようですが、海岸地区といたしましては、是非とも戸別収集が実現することを希望します。

その他にも、ごみに関する行政への要望は、多々ありますので、今日の話し合いにおいて、前向きな回答を望みます。

2019 年の市民集会において要望いたしました「雄三通り歩道部分のバリアフリー化」に対するお願いは、佐藤市長による県への強い働きかけにより着手され、今年度で 4 年目となります。全体の 30%程度が実現し、4～5 年先には改修工事が完了する見通しになると予想されます。

行政職員の方々の県との調整や努力に対し深く感謝申し上げます。この事は、市民集会が行政と地域住民との単なる顔合わせのセレモニーではなく、行政が地域の要望を真摯に受け入れ、実施に向けて動いてくれた実例であります。



今年のごみ問題に対する地域の要望に対しても、この様に、実施に向けて動いていただけることを願っています。

今日の市民集会が、単なる行政への不満や、悪口を言う場ではなく、前向きで、より充実した話し合いの場になりますことを切に希望いたします。

#### 1 「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」について

令和 5 年 5 月に行われました行政（環境部資源循環課）による市民 3,000 人に対する、アンケート調査について質問します。

市民 3,000 人は 18 歳以上で住民基本台帳による無作為抽出のことですが、18 歳の高校生や賃貸マンションに住む市民、分譲マンションで管理組合がしっかりとごみ管理をしている住人等も含まれ、彼

等のごみ問題に関しては、ほとんど無関心と思われるます。

この様に、無作為抽出によるアンケート調査は、どのような課題のアンケートでも 3 分の 1 以上は「どちらとも言えない」等の無関心回答を占めるのが通例です。今回の 3,000 人に対するアンケート調査でも 1,000 人以上は無関心回答で、残り 2,000 人の内 60%が賛成でも、全体としては 40%の賛成という結果になると思います。



ごみ問題に関するアンケート調査では、実際に、ごみ問題に関係している人、関係せざるをえない人、困っている人等に対して行えば、地域のごみ問題に対する実態を把握することが出来ると思います。

もし世帯別収集を実施する場合は、行政として多大な（数億円以上）の費用が掛かる訳ですから、より正確なデータに基づいて、判断されることを希望します。

従って、再度のアンケート調査をお願いいたします。対象者は例えば、市内の 135 名の自治会長、372 名の環境指導員、約 8,620 名の各自治会の組長の方々です。

9,000 名以上の対象者になりますが、各地域の考え方が反映されたデータが得られると思います。調査費用はかなり掛かるかもしれませんが、大きな費用の掛かる事業の為には、より正確な判断材料が必要であると思います。

尚、アンケート調査資料の配布と回収は各自治会、各まちから協議会にお願いすれば、協力してもらえるのではないのでしょうか。そうすれば行政としては、印刷費用と分析費用だけで済みます。行政の前向きな回答を求めます。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

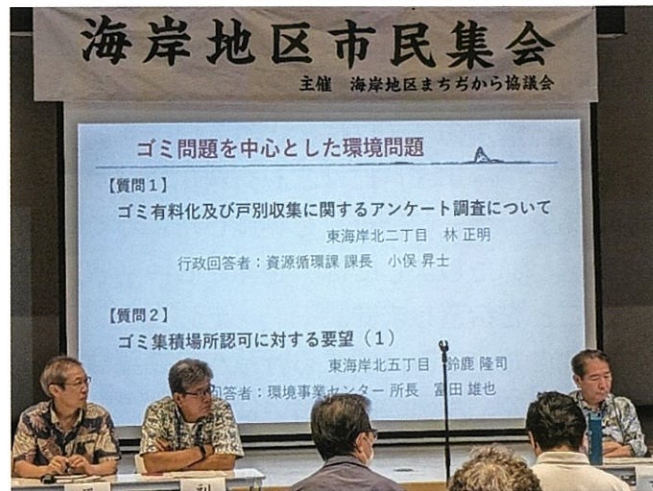
「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」につきましては、実施から一年が経過した「ごみ有料化」の検証と「戸別収集」に対するニーズを把握することとを目的に実施したところです。

本調査に限らず市政に対するアンケート調査につきましては、全ての世帯を対象として実施することが望ましいとされておりますが、当然、そのような調査方法につきましては、膨大な費用と時間を要することから現実的ではなく、住民基本台帳による無作為抽出で標本（サンプル）を抽出することが一般的となっております。無作為抽出以外でサンプルを抽出する方法もございますが、抽出時における調査設計側の主観が反映されることから、そのような方法で集計した結果につきましては、調査対象である市民全体の意向とはならないと言われております。

したがって、この度ご提案いただきました抽出方法につきましては、大変ありがたいお話ではございますが、特定の対象者を抽出することとなり、そのような方法で集計した結果につきましては、特定の調査対象者による参考意見になるものと考えております。

「ごみ処理」につきましては、『ごみ出し』や『分別』という行為が、毎日の生活や活動の中で必ず行われていることから、他の行政サービスと比べた時に、他に類を見ない程に不特定多数の市民や事業者の皆さまと深く関わっている行政サービスでございます。

また、ご質問の中にもございましたが「戸別収集」を実施した場合には、市税収入を財源とする多額の費用が必要となるため、多くの市民や事業者の皆さまが求める行政需要であるか否かの判断を慎重に行っていく必要があるとも考えております。そのため、この度のアンケート調査におきましては、世代別や地域別、住居形態別に回答を集計できる仕組みとなっており、それらを詳細に分析し、審議会の答申などを踏まえながら「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」をとりまとめていきたいと考えております。なお、アンケート調査結果につきましては、年内に公表してまいりたいと考えております。



#### 【関連質問1】

行政としては、無作為抽出によるアンケート結果とフリーアンケートによるアンケート結果のどちらを尊重すると考えていますか。

無作為抽出によるアンケートは、一般的な方法であり、ごみ問題に関しては、無作為抽出ではなく、この問題に困っている関係者に対してアンケートを実施すべきではないかと考えています。無作為抽出によるアンケートでは、3分の1が無回答となっております。そのような無関心層に対するアンケート結果を行政は尊重するということですか。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

この度のアンケート調査につきましては、無作為抽出によるものとインターネットによるもの（フリーアンケート）との二つの手法を用いて実施した

ところですが、市といたしましては、無作為抽出アンケート調査結果を政策判断の主軸として考えております。しかしながら、フリーアンケート調査結果はもちろんのこと、12月に開催予定の環境指導員地区会議におきまして、地域のごみ問題に最も接している環境指導員の皆さまからのご意見につきましても、審議会に資料提供を行うとともに、本市における戸別収集のあり方の参考とさせていただきたいと考えております。

#### 【関連質問2】

市内 13 地区において、それぞれ異なる地域事情があると思います。そういった観点からも、全体のアンケート調査によって、市の方針を決めるというのは、いかがなものかと思ひます。それぞれの地域に沿った解決策を検討していただく必要があると思ひます。

海岸地区としては、戸別収集を望む声が非常に多いということを念頭に検討していただきたいと思ひます。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

ごみ集積場所を起因とする諸問題につきましては、全市域に見受けられるものでございますが、その問題の程度につきましては、地域によって様々であると認識しております。そのため、この度のアンケート調査におきましては、地域別などに回答を集計できる仕組みとなっており、それらを詳細に分析した上で、地域の実情にあった対策を検討してまいりたいと考えております。

#### 【関連質問3】

戸別収集ができないために、不便を感じている家庭があります。市は、条例や基本計画で、ごみを回収する義務があります。説明の中で、経済的な問題で対応が困難であるという説明がありましたが、それは市が責任を放棄しているのではないですか。

自治会に加入していない家庭が、自治会の管理するごみステーションの使用を制限されるなどとい

った話も聞きました。そういった家庭については、市が空き家を借りるまたは購入するなどして対応すべきではないかと思ひます。



#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当 環境部 環境事業センター 業務担当

ごみ（一般廃棄物）処理につきましては、法の中におきまして、市町村の義務として位置付けられているところですが、このことにつきましては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とするものであり、財政的な事情により選択した手段が責任の放棄には繋がらないと考えております。

また、自治会未加入者に対しましては、環境事業センターとしましても加入を促進しているところですが、様々な事情により加入されていない世帯もいらっしゃるのが現状でございます。そのような世帯であっても、ルールに従い、ごみや資源物を排出していただくようお願いしております。

#### 2 ごみ集積場所認可に対する要望(1)

ごみ収集の有料化と共に、ごみ集積場所認可の世帯数基準も変更となり、有料ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ）は 8 世帯以上、資源ごみは 24 世帯以上となりました。

しかし、海岸地区は、メイン道路以外の多くは道幅が非常に狭いうえに、行き止まりでパッカー車が奥で旋回できないなどの道路も多いため、ごみ集積場所の設定は大変であり、ごみを 100 メートル以上離れた集積場所まで運ばなければならない高齢者もおられます。

また、これまで自宅の塀沿いにごみ集積場所を提供していただいていたお宅が解体され、跡地に 3~4 軒の住宅が出来て玄関と車庫が道路に面しているため、ごみ集積場所を作れず、新しい設置場所を決めなければならないくなり、自治会長、環境指導員や組長などの大きな負担となっております。

海岸地区のように狭い道路にごみ集積場所を設置せざるを得ないような地区では、「有料ごみは 8 世帯以上」「資源ごみは 24 世帯以上」に固執せず、また有料ごみと資源ごみは同じ場所を集積場所とするなど、地域事情に合った対応こそ必要です。

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

燃やせるごみ・燃やせないごみ及び資源物の集積場所につきましては、原則として自治会や地域住民の皆様のご協議の下、場所を選定いただき、自治会長名で環境事業センターに申請することとしております。その協議の過程におきましては、自治会から選出いただいております環境指導員や環境事業セン



ター地区担当職員に事前にご連絡いただけると、地域の皆様と一緒に現状を踏まえた善後策を講じることができると考えております。ご質問いただいた事例のとおり、住宅が新築されることにより既存のごみ・資源物集積場所へ負荷がかかること、その負荷を解消するにあたってハードルとなってしまう集積場所設置に係る世帯数の基準も、集積場所を設置・管理いただく自治会をはじめ集積場所に関わる皆様のストレスになっていることも認識しております。基準があるために集積場所の課題が解決せず、そのエリアに住まう皆様に不自由をかけてしまうのは決して望ましいことではありません。課題を抱える集積場所に対しては、そこを取り巻く様々な状況も加味するなどしっかりと向き合い、現実的な解決を皆様と模索していきたいと考えております。

また、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の第26条は、計画戸数を8戸以上とする特定開発事業に対して集積場所の設置を義務付けるものですが、7戸未満の場合でも、周辺の既存集積場所の容積も踏まえ、不動産事業者、自治会、環境事業センター3者の協議により、ごみ集積場所を設置することを可能としております。なお、開発事業を分割し、計画戸数が7個未満となった場合においても、その一連の開発事業の最終的な戸数を基に集積場所の設置を判断していく必要があると考えており、審査担当課と調整をしております。さらに、状況に応じて、自治会、市及び開発事業者等も交え、三者で連携し自治会に速やかに情報共有できるような体制を構築していきたいと考えております。



#### 【関連質問1】

夜間にごみを出す人がいて、それに放火される危険性があります。もし、放火されて、ごみが燃えた場合の責任について、市に確認したことがあります。市からは、「燃やした人と、ごみ集積場所の管理して

いる人と半々です。」と回答されました。この回答については、納得がいきませんでした。もし、そういったことがあった場合、皆さんが引き受けないごみを引き受けているため、市に守っていただきたいと思っています。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

夜中に出されたごみが燃やされた場合の責任につきましては、夜中にごみを出した方と火をつけた方との両者に問われるものと考えております。ごみ集積場所の管理者に責任が及ぶものとは考えておりません。改めてお詫びと訂正をさせていただきたく存じます。

#### 【関連質問2】

高齢者や自治会に入っていない人のごみ出しについても検討してほしい。



#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

ご高齢の方のごみ出しが遠いことに関しまして、ごみと資源物の集積場所にはそれぞれ8・24世帯以上と基準がございますが、地域の実情を一番に考慮させていただいております。集積場所の新たな設置等に関しましては、環境事業センター業務担当までお気軽にご相談いただければと存じます。また、一定の条件があれば「安心まごころ収集」を受けることが可能となるため、こちらも併せてご検討いただければと存じます。

自治会未加入者のごみ出しにつきましては、環境事業センターといたしましても課題として認識しているところです。自治会未加入者に対しましては、自治会への加入を促進しているところですが、様々な事情により加入されていない世帯もいらっしゃる現状でございます。そのような世帯であっても、ルールに従い、ごみや資源物を排出していただくようお願いしております。アパート等の排出状況が悪ければ、そちらの管理会社と一緒に啓発活動を実施しておりますので、そのような場所がございましたら、当課までご連絡くださるようお願い申し上げます。

#### 3 ごみ集積場所認可に対する要望(2)

ごみ集積場所の申請は、利用者相互の理解の上、自治会長名で申請を行うことになっていますが、環

境事業センターとして認可する際に、美観及び通行の安全性の観点についても考慮した指導をお願いします。鉄砲道や一中通りなどのメイン道路にごみ集積場所を設置することは、地域的美観を損ねるとともに、児童・生徒の通学の邪魔にもなるため、出来るだけ住宅街の中に設置することを指導できるように検討してください。

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

自治会から申請いただいたごみや資源物の集積場所については、安全に収集作業ができるか、また、収集車が問題なく転回し、走行できるかどうか等を考慮し、収集ルートに入れていくこととなります。ごみや資源物の排出は、市民の生活上必要不可欠なことであり、集積場所として一定の広さ、数が必要とされる中、支障がでることもあろうかと思えます。こうしたことから、課題を抱える集積場所に対しては、そこを取り巻く様々な状況も加味するなど、個別に検討していく必要があると考えます。

#### 4 不適正ごみ出しに強い対応を望む

分別不良やルール無視等の不正なごみ出しがあった際、個人情報云々の市の弱腰対応のためになかなか解決に至らず、環境指導員や自治会役員は苦しい思いをしています。

不正なごみ出しに対しては断固たる処置をとるといような、茅ヶ崎市独自の条例を作って不正ごみ出し撲滅を目指してもらえないでしょうか。

ごみ集積所の当番は自治会員の輪番性となっていて不満がたまっています。ごみ当番がいやで自治会離れにもつながりかねません。

#### <要望事項>

- 不適正ごみの出やすい集積所に監視カメラを設置
- 不適正ごみについては開封して中身を調査する
- 監視カメラや中身調査で排出者が特定できた時は本人に直接改善を要請する
- これらを市だけでなく各地区の環境指導員及び自治会長も実施できることとする

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

環境事業センターでは、令和4年4月からのごみ有料化に伴い、監視カメラ(録画機能なし)及びソーラー式センサーライトを各自治会に一セットずつご用意させていただきました。多くの自治会からご要望をいただき、市内に設置を行ってきましたが、マ

ンション自治会等、不要な自治会もあったため、まだ在庫がある状況です。今後は、課題の多い集積場所を優先に、設置の検討ができますので、お気軽にご相談ください。設置の際は、地権者の許可を取得していただく必要がありますので、ご理解のほどお願いいたします。また、録画機能付きのカメラも茅ヶ崎13地区で1台ずつご用意させていただいており、現在海岸地区では設置されておられません。場所については、海岸地区の皆様で協議していただいたうえ、ご相談ください。録画機能付きのカメラについては、充電電池の交換等、地域のご協力をいただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、有料化を前に『茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(調査)第22条の3』において、不適正排出物については必要な調査を行うことができるようになり、当課では数多くの開封調査を行っています。排出者が特定できた場合には、直接訪問や通知を行い、改善に至った集積場所も数多くございます。繰り返し不適正排出がみられる集積場所については、環境事業センター地区担当までご連絡ください。集積場所の調査並びに開封調査も検討し、地域とともに課題解決に対応してまいります。地域の皆様での開封調査については、ご遠慮いただきたく存じます。その理由としては、不適正排出の改善に向けた行政指導指針に基づき、プライバシー等に配慮し、慎重に実施する必要があるため、こちらも必要に応じて環境事業センター地区担当までご相談ください。



#### 5 ごみ減量化対策について

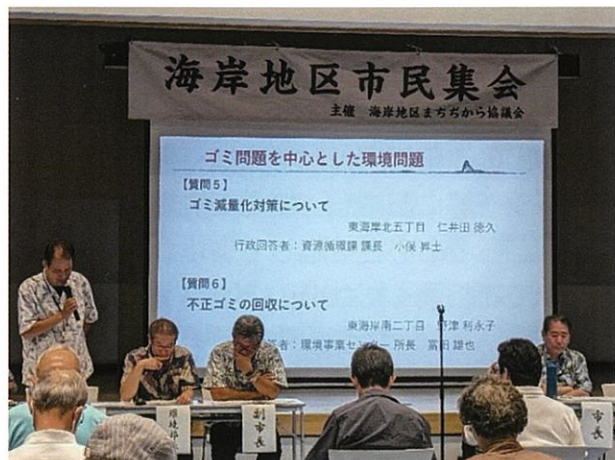
コロナ自粛期間で、食べ物の持ち帰りが増えた影響もあり、プラ資源ごみの量が物凄く増えています。場所によっては、いけいけネットに収まらない程の量になっています。プラごみ減量化についてハウツー的な啓発チラシを作成いただけないでしょうか。



可能であれば各世帯に配布だけでなく、ごみ収集場所にも掲示することを願います。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

令和4年度における「プラスチック製容器包装類」の収集量につきましては、約3,340トンとなり、平成24年度に「プラスチック製容器包装類」の分別回収が始まって以来、最も多い数量となったところで、このことにつきましては、人口増やコロナ禍によるもののほか、本市域におきましても「ごみ有料化」が実施されたことに伴い、これまで「燃やせるごみ」に混在していた「プラスチック製容器包装類」が正しく分別され排出されていることによるものと考えております。後者につきましては、非常に良い傾向ではある反面、資源物集積場所の限られたスペースを圧迫する要因ともなっており、とりわけ貴自治会をはじめとする海岸地区内に位置する集積場所が抱える課題の一つであると認識しております。そのような認識のもと、いただいたご提案につきましては、今後、作成に向けて検討してまいりたいと考えております。



### 6 不正ごみの回収について

ごみ集積場所に、有料袋に入れてないごみや出す日を間違えて出されたごみ等が放置されています。夏になると特に多いのは、海へ遊びに来た観光客が置いていったのではないかと思います。

このようなごみについては、注意喚起の意味から何日か回収せずに集積場所に残しておくことになっているようですが、燃やせるごみ（生ごみ等）を放置することは、悪臭を放ち、カラスが群がる等、不衛生で街の景観が乱れます。

ごみの出し方のルールの徹底は自治会を通しての啓蒙活動を強化するとして、放置されている有料袋以外のごみは速やかに回収してほしいと思います。

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

環境事業センターでは、通常のごみ収集とは別に、不法投棄車両2台が市内一円のパトロールを行っています。普段は不法投棄多発地域である北部エリアを中心に行っていますが、海岸に観光客等が集まりやすい6月～10月中は、海岸地区を中心に、南エリアのパトロールを強化しています。バーベキューごみや海岸で使用（飲食等）したごみなど、気づいたごみは早急に撤去することをしてしておりますが、地域の集積場所等、気づかない場所もございます。地域集積場所では、ごみ収集の担当職員が不適正に出されたごみについて啓発期間を設けさせていただいておりますが、環境事業センター地区担当までご連絡いただければ柔軟な対応をしてまいりますので、お気軽にご相談ください。

#### 【関連質問】

不正ごみに対する巡回については、どれくらいの頻度で実施していますか。

#### 【回答】環境部 環境事業センター 業務担当

不法投棄監視パトロールにつきましては、ごみ収集日に併せて随時実施しているところです。巡回ルート等につきましては、地域の方々から情報提供いただきながら、臨機応変に設定してまいりたいと考えておりますので、環境事業センター業務担当までご相談くださるようお願い申し上げます。

### 7 資源ごみ持ち去りの対策について

資源ごみ（段ボール等）の回収日に、早朝に小型トラックを乗り付けて、ごみ集積場所から勝手に持ち去る人を見かけます。あまりに堂々と積み込んでおり回収業者かと思ってしまうほどですが、車に回収業者らしい名前は無く、資源ごみ窃盗行為と思われる。

このような資源ごみの持ち去り行為を目にした住民がその場で注意をすればトラブルになる恐れもあり黙認するしかありません。

資源ごみの不正な持ち去り行為に対して、市として断固たる処置をとるよう要望します。

<要望事項>

- ごみ集積所の監視カメラ設置を普及させる
- 資源ごみ横領者に対し、しっかりと罰則を与える
- 正規の収集業者であることが判別できる目印（幟旗や看板）の掲示を義務付ける

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

集積場所に排出された資源物を市、または、市が委託した事業者以外が収集運搬することは、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により禁止しております。違反者に対しましては、持ち去り行為を行わないよう「禁止命令書」を交付しておりますが、禁止命令に従わず持ち去り行為を繰り返す者に対しましては、20万円以下の罰金に処することとしております。

資源物の持ち去り行為につきましては、市民の皆さまの安全・安心な生活を脅かすことはもちろんのこと、皆さまの分別意識の低下を招き、また、市の資源物売却益の減収や自治会に交付する「資源回収推進地域補助金」にも影響を及ぼす極めて悪質な行為であると考えており、そのような行為に対しましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

持ち去り行為を見かけた場合につきましては、行為者に対して注意することはせず、「日時」・「場所」・「持ち去った者や車両の特徴」・「車のナンバー」・「持ち去られた資源の種類」などを分かる範囲でお知らせくださるようお願い申し上げます。通報に基づきまして、注意喚起及びパトロールを実施してまいります。

なお、ご要望いただいた事項に関しまして、監視カメラの設置につきましては、環境事業センター業務担当までご相談くださるようお願い申し上げます。また、現在、市が資源物の収集を委託している事業者の車両につきましては、市章に加えて「茅ヶ崎市資源回収車」と入った車両幕を掲げ作業を行っております。

#### 【関連質問】

車両幕が掲示されていない車両は違反者であり、見かけた場合は担当課へ連絡してくださいということや、持ち去り行為については、罰則がありますということ、広報紙や、掲示版などで周知するべきかと思います。

#### 【回答】環境部 資源循環課 資源循環担当

環境部 環境事業センター 業務担当

「集積場所からの資源物の持ち去り禁止」につきましては、集積場所への看板設置やホームページなどの各種広報媒体におきまして周知を行っているところです。環境事業センターでは現在、SNS(Xなど)を活用しながら情報発信を行っておりますので、ご

提案をいただいた内容につきましては、Xなどで周知を図ってまいりたいと考えております。

### 8 犬の糞の後始末の対策について

犬の糞の後始末をしないでいってしまう人がいます。また、砂浜で始末せずに立ち去る人が絶えません。「砂浜を犬の便所代わりに使うな」ということを広報などでもっと大々的、継続的に注意喚起すべきです。



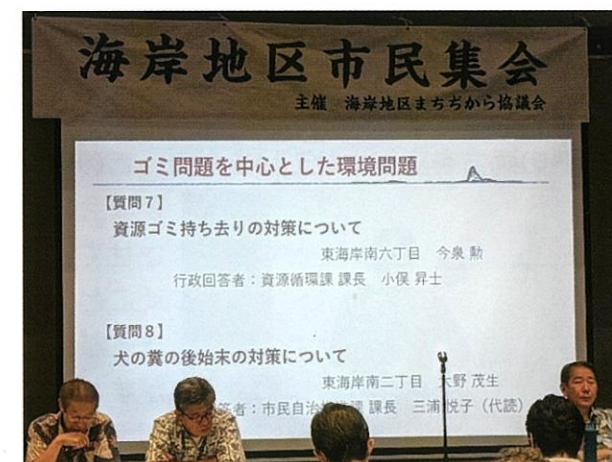
#### 【回答】保健所 衛生課 環境衛生担当

犬の糞の放置については、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」の第7条により禁止されており、糞の後始末は飼い主として行うべき当然の行為であります。

犬の糞の後始末は飼い主一人一人のマナーの問題であり、マナー向上の取組が最善の策と考えております。具体的なマナー向上の取組としましては、犬の糞の放置者への指導や犬の散歩マナー啓発パトロールなど普及啓発業務を実施しております。

また、広報については、市ホームページや犬の飼養啓発チラシを作成しているほか、犬のふん放置禁止看板を配布し、啓発に努めております。

引き続き、幅広い世代の飼い主に対してマナー向上が図られるよう地域の協力を得ながら、様々な機会を促して啓発業務に取り組んでまいります。



### 9 ごみ収集に関連して

カラス除けネット（カラスいけいけ）について、民間委託されてから、片付けていただける業者とそのままの業者が見受けられます。可能であれば、片付けていただきたいと思います。

また、通り抜けのできる私道沿いのアパート等から排出されるごみについて、地権者が許可すれば、









